

SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 新しい解決方法

離婚することには合意しているのに条件が折り合わないので離婚できない、というときには家庭裁判所の調停を利用するのがこれまでの一般的な方法であったと思います。

今年4月「社団法人・家庭問題情報センター」が、東京と大阪のファミリー相談室で「離婚協議等調停事業」を開始しました。これはADR (Alternative Dispute Resolution 裁判外紛争解決手続) と呼ばれているものです。

担当者のお話では、「予想以上の相談件数になっています。当センターの調停は家庭裁判所より費用が高くなりますが、家裁の調停がそれなりの期間を要するのに対して、『5回以内の調停期日又は3ヶ月以内の期間で合意が成立するように努める』という進め方が評価されているのではないのでしょうか。」とのこと。



「離婚に際して夫婦が合意できない部分を調整するシステムが必要ではないか？」と、はっきりと言わないまでもそう考える学者・法律家は多いはずです。

それは、現行の裁判や調停に代わるもの。「解決すること」だけを目的とするのではなく、離婚後の現実的な効果を配慮したもの。夫婦双方が言い分を主張しあう泥沼化を招くことなく、離婚後の家庭や子どもの幸せを最優先に考えるものです。

家庭問題情報センターの「調停事業」は、求められていたシステムのひとつの答として期待できそうです。

① 折り合わない条件をまとめるために

介護の現場でケアマネージャが作るケアプランがあるように、離婚にも離婚マネージャ（仮の名前です）が作る「離婚プラン」のようなものがあるのではないのでしょうか。

離婚協議書を作成することを仕事とする我々行政書士ですが、離婚の相談を受けた最初の段階では、「本当に離婚したいのですか？」と相談者の意思を確かめ、「よほど強い思いがないとできないですよ」と離婚が簡単でないことを説明し、相談者と話しながら離婚のほかに道はないのかどうかを考えます。

それでも「離婚する」という決心が強いときには、次に夫婦が合意できる離婚の条件をまとめていかなければなりません。条件の合意がなければ離婚協議書ができませんから、いわばここがもっとも重要な点となります。

支払いに関する期日・金額・回数・条件、面会交流の時間・場所・回数など、「(元)夫婦の間でそこまで・・・」と思われることでも、必要な項目は細かく取り決めをします。支払いの滞りに対して強制執行できる条文を入れるのも後々のトラブルを予防することが目的です。

夫であれ妻であれ、片方の言い分ばかりを取り入れた離婚協議書では、相手方の同意を得ることは困難です。「相手方の離婚後の生活のことなど知らない」という一方的な要求ばかりでは、話がまとまらなくて当然でしょう。



大切なことは書類を形よく仕上げるのではなく、子どもも夫婦双方も幸せな人生を送れるような中身になっているかということです。共同体であった家族が共同体を解散するとき、一番無理のない解散の仕方をプランとして提供する、それが今求められている役割ではないのでしょうか。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com